農地の転用には手続きが必要です

農地転用とは、農地の利用目的を耕作から別のものに変更することをいいます。

土地の農業的利用と非農業的利用との調整を図り、農地の荒廃・乱開発を防止して優良な農地を確保するため、農地を転用する場合は、農地法による手続きが必要です。

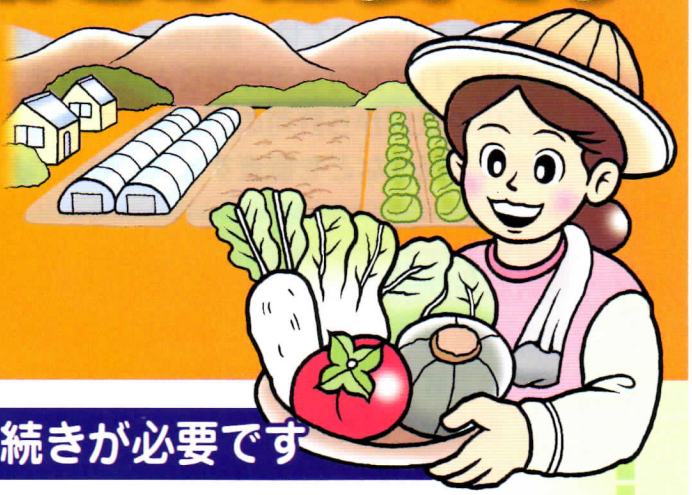

自分が所有する農地でも転用の手続きが必要です

農地は、人々の生存に欠かせない食料を生産するとても重要な供給基盤です。食料自給率が低い我が国では、農地を大切に守っていく必要があり、農地法で一定の規制がかけられています。このため、自分が所有している農地でもその転用には農地法の手続きが必要とされています。

○ 手続きの種類（許可と届出）

農地法による農地転用の手続きは、自分が所有する農地を転用するか、事業者などが農地を買ったり借りたりして転用するか、転用する農地が都市計画法の規定による「市街化区域」内であるかどうかによって次のように区分されています。

【区域ごとの手続き方法と許可権限庁】

	自分が所有する農地の転用	転用を目的とした農地の売買・貸借
市街化区域	農地法第４条　届出 （農業委員会）	農地法第５条　届出 （農業委員会）
上記以外	農地法第４条　許可 4ha 超（県知事） 4ha 以下（農業委員会）	農地法第５条　許可 4ha 超（県知事） 4ha 以下（農業委員会）

※　許可申請書の提出にあっては事前協議が必要となります。

○ 着工は手続き後に

届出書や許可申請書を提出すればすぐに転用事業を着工できるものではありません。書類提出後、届出の場合は受理通知書が、許可の場合は許可指令書が交付されますので、その後に着工できることとなります。

○ 手続き方法や提出する書類、受付締切日などについて

詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

農道や農業用施設のための転用は許可不要の場合もあります

法面が崩壊しかけている畑地へのブロック積や通作のための農道など農地の保全・利用増進のための転用や、農業用倉庫などの農作物の育成の事業に必要な農業用施設（２ａ未満）のための転用は許可が不要とされていますが、次の点にご注意ください。

○　農業用施設の場合、施設面積や通路等を含めた転用面積が２ａ未満の場合です。
（例）農業用倉庫が 1.8ａでも倉庫までの進入路で 0.3ａを利用する場合は 2.1ａの転用となるため転用許可が必要となります。